

上北沢ホームサテライト型施設
指定地域密着型介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
「寿満ホームかみきたざわ」運営規程

平成30年1月26日
世田谷区社会福祉事業団規程第25号
改正 令和6年8月1日
世田谷区社会福祉事業団規程第7号

第1章 施設の目的及び運営の方針

（目的）

第1条 この規程は、世田谷区社会福祉事業団が設置する地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ（以下「ホーム」という。）の指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」及び「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」を遵守し、利用者の生活の安定及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 ホームの指定地域密着型介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、利用前の居宅における生活と利用後のホームにおける生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 ホームの指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「指定（介護予防）短期入所生活介護事業」という。）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（事業所の名称等）

第2条の2 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ
- （2） 所在地 世田谷区上北沢1丁目32番11号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員）

第3条 ホームは、「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」及び「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

条例」に示された所定の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- 2 各職員の員数は別表1のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
(職務)

第4条 職員は、ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は施設業務の総括をする。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が決めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査及び利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護・介護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録すること、利用者及びその家族からの苦情の内容を記録すること、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することに従事する。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 ホームの指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29名、指定（介護予防）短期入所生活介護の定員は空床利用型とする。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ユニット数 3ユニット
 - (2) ユニットごとの入所定員 2階9名、3階10名、4階10名

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画の作成及び短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、原則として以下の業務を行うこととする。
 - (1) 施設サービス計画の原案作成にあたっては、利用者及びその家族に面接して行う。

- (2) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を招集して、施設サービス計画の原案について、担当者から意見を求める。
 - (3) 施設サービス計画の原案の内容については、利用者及びその家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - (4) 施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付する。
 - (5) 施設サービス計画の実施状況の把握については、利用者への定期的な面接及び記録により行う。
 - (6) 施設サービスの計画の変更にあっても、利用者の希望による軽微な変更を行う場合以外は、原則として前各号の一連の業務を行う。
- 3 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される場合に、短期入所生活介護計画を作成し、これを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

（サービスの提供）

第7条 ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（入浴）

第8条 ホームは、1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合はこれを行わないことができる。

（排泄）

第9条 ホームは、利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 ホームは、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

（離床・着替え・整容等）

第10条 ホームは、離床・着替え・整容等の介護を適宜行うものとする。

（食事の提供）

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前8時00分～午前9時30分
- (2) 昼食 午後0時00分～午後1時30分
- (3) 夕食 午後6時00分～午後7時30分

3 あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

（実施地域）

第11条の2 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の送迎を行う通常の実施地域は、原則として世田谷区内全域とする。

（相談・援助）

第12条 ホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握

に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第13条 ホームは、教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 ホームは、利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する必要な手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

3 ホームは、利用者の生活を施設内で完結させてしまうことのないよう、多様な外出の機会の確保に努める。

(機能訓練)

第14条 ホームは、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営む為に必要な機能を回復し、又はその減退を防止する為の訓練を行うことができる。

(健康保持)

第15条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院中の取り扱いについて)

第16条 ホームは、指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者が入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第17条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状況になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 ホームは、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 ホームは、利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともにその緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

4 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(利用料)

第18条 指定地域密着型介護老人福祉施設の利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額、居住費、食費及び日常生活等に要する費用として、別表2に定める利用料の合計額とする。

2 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス(居宅支援サービス)にかかる費用に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額、滞在費、食費、日常生活等に要する費用及びキャンセル料として、別表2に定める利用料の

合計額とする。

- 3 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
- 5 利用者は、第3項による利用料を翌月末日迄に支払うものとする。
- 6 支払いは、口座振替によるものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- 7 前各項に定めるもののほか、利用料の徴収に係る事項は重要事項説明書に定める。

第5章 ホーム利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第19条 利用者は、健康と生活の安定の為、施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第20条 利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとする。

(面会)

第21条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。

(健康留意)

第22条 利用者は努めて健康に留意するものとする。利用者はホームで行う健康診査は特別な理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第23条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又ホームに協力するものとする。

(感染症対策)

第23条の2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底
- (4) 介護職員その他の職員に対して、感染症対策等のための研修を年2回以上実施すること。

(事故処理)

第23条の3 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況や事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第24条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第25条 ホームは、感染症や非常災害の発生等において、非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 ホームは、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。また、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 3 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 4 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。
- 5 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等もっとも適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用資格)

第26条 ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定（介護予防）短期入所生活介護の利用資格があり、ホームの利用を希望するものであって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及びその他法令により利用できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第27条 ホームは、ホームの利用にあたっては、予め、利用申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 ホームは、利用申込者の利用に際しては、第一義的に、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況等や病歴の把握に努める。

(身体的拘束等)

第28条 ホームは、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。その他、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等適正化のための指針を策定し、リスクマネジメント委員会にて随時見直すこと。

(2) 身体拘束等適正化のためのリスクマネジメント委員会を毎月開催する。

(3) その他関係通知の順守、徹底

(虐待防止に関する事項)

第28条の2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の年2回以上実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(施設・設備)

第29条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上で決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 施設整備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(苦情処理)

第30条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合、ホームはすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(秘密の保持)

第31条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(記録の整備)

第32条 記録の整備については、以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 施設サービス計画の記録

(2) 提供した具体的なサービス内容の記録

(3) 緊急やむをえない場合の身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむをえない場合の理由の記録

(4) 利用者が、施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態を悪化させた時の記録及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとした時の記録

(5) 利用者及びその家族からの苦情の内容の記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
(運営推進会議)

第33条 施設の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、世田谷区の職員または地域包括支援センターの職員及び施設サービスについて知見を有する者で構成するものとする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回とする。

4 運営推進会議は施設サービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く機会とする。

第8章 雑則

(委任)

第34条 この規程の施行上必要な細目については、上北沢ホーム施設長が別に定める。

附 則 (平成30年1月26日規程第25号)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月17日規程第29号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月28日規程第11号)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日規程第32号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月13日規程第7号)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

	介護老人福祉施設 介護保険基準人員	短期入所生活介護 介護保険基準人員
施設長（管理者兼務）	1名	
医師	※1 1名	1名
生活相談員	1名	
介護職員	10名	
看護職員	（うち看護師1名）	
栄養士	※2 1名	
機能訓練指導員	1名	
介護支援専門員	1名	—
その他（事務員等）	※3 1名	

注1. 実配置人員数は上記基準人員を下回らない範囲で行う

注2. 定数は介護保険基準による常勤換算後の人数

注3. ※1は利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

注4. ※2は本体（上北沢ホーム）と兼務

注5. ※3は施設の実情等に応じて必要な数

別表2（第18条関係）

1. 指定地域密着型介護老人福祉施設の利用料			
施設サービスにかかる費用に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額			
居住費（ユニット型個室）	日額	2,600円	
食費	日額	1,900円	
日常生活等に要する費用		実費	
（所持金品管理を依頼される利用者は管理料1日100円）			
2. 指定（介護予防）短期介護生活入所介護の利用料			
施設サービスにかかる費用に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額			
居住費（ユニット型個室）	日額	2,600円	
食費 1日あたり（朝食330円 昼食920円 夕食650円）	日額	1,900円	
日常生活等に要する費用		実費	
キャンセル料		1,900円	
送迎キャンセル料		440円	